

## 令和 7 年国勢調査結果及び市制施行の見送りについて

### (1)国勢調査結果の報告について

国勢調査の結果については、総務省統計局が「人口速報集計」(以下:速報値)を令和 8 年 5 月まで、「人口等基本集計(確定値)」(以下:確定値)を令和 8 年 9 月までに公表することになっております。

市制施行の要件となる人口は、「確定値」の人口及び世帯数(確定人口・世帯数)とされており、その公表後に官報に公示されます。

しかしながら、当町は市制施行を目指していたことから、総務省統計局に国勢調査結果の使用承認を申請し、その承認通知があり、令和 8 年 5 月 29 日に公表された速報値発表を前に、令和 8 年 3 月 11 日に報告させていただきました。なお、下表の数値は、速報値の数値となります。

(令和 7 年 10 月 1 日時点)

	※速報値	常住人口	住民基本台帳人口
総人口	49,689	50,637	50,022
男	24,782	25,302	24,999
女	24,907	25,335	25,023

※この数値は、令和 8 年 9 月公表予定の確定値とは相違する場合があります。

### (2)市制施行の見送りについて

当町では市制施行に必要な手続きや権限移譲に円滑に対応するため、令和 6 年度より政策企画課内に市制施行準備室を立ち上げ、準備を進めてきました。

しかし、令和 7 年国勢調査において、人口 5 万人に達しない見込みとなることが明らかとなりました。

本結果を受け、誠に遺憾ではございますが、令和 9 年 11 月 1 日の市制施行は見送らざるをえないと令和 8 年 3 月 10 日の庁議にて判断し、翌 3 月 11 日に公表いたしました。